

KITAHAMA⁺ Vol. 16

北浜法律事務所 リーガルマガジン

PLUS

KITAHAMA PLUSは企業にプラスになるリーガル情報を発信して参ります。

特集

金融機関に 攻めの法務サポートを

金融機関に
攻めの法務サポートを

ファイナンス／コーポレート・会社法
リスクマネジメント・コンプライアンス／M&A

金融機関に
攻めの法務サポートを

ファイナンス／コーポレート・会社法
事業再生・倒産／M&A

法務 Troubleshooting
担保法制の
見直しに関する動向

キャッシュレス決済普及で選別肢が広がる
賃金のデジタル払いが
解禁されました

ビジネスパーソンのお休みの時間
ポルシェの多いシュツットガルト



北浜法律事務所
KITAHAMA PARTNERS

クライアントとともに。

北浜法律事務所
KITAHAMA PARTNERS
クライアントとともに。



大阪事務所

〒541-0041
大阪府中央区北浜1丁目8番16号
大阪証券取引所ビル

TEL: 06-6202-1088 (代表)
FAX: 06-6202-1080



東京事務所

〒100-0005
東京都千代田区丸の内1丁目7番12号
サピアタワー

TEL: 03-5219-5151 (代表)
FAX: 03-5219-5155



福岡事務所

〒812-0018
福岡市博多区住吉1丁目2番25号
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4階

TEL: 092-263-9990 (代表)
FAX: 092-263-9991

Webinar

わかりやすいと人気の北浜法律事務所ウェビナー。豊富な経験を積んだ弁護士が、有益な情報を語ります。
簡単登録するだけで、どなたでもご視聴いただけます。

<https://www.kitahama.or.jp/archive-webinar/>



弁護士

覺道 佳優

ファイナンス／コーポレート・会社法
リスクマネジメント・コンプライアンス／M&A

弁護士

太田 慎也

ファイナンス／コーポレート・会社法
事業再生・倒産／M&A

覺道 佳優 弁護士

2011年神戸大学法科大学院修了。銀行法、資金決済法、金融商品取引法といった金融規制分野や、コンプライアンス関連案件を数多く担当。2018年には金融庁総合政策局リスク分析総括課に任期付公務員として赴任し、リスク管理検査室経営管理等チーム、フィンテックモニタリング室などにて勤務。金融機関のガバナンス、コンプライアンス・リスク管理、不祥事対応に精通している。M&A、労働法務、ファイナンス業務などにも専門性を有する。



Yoshimasa Kakudo

Profile



太田 慎也 弁護士

2013年京都大学法科大学院修了。事業再生、コーポレート、訴訟・紛争関係の分野を専門に担当。2021年から2年間、大阪府中小企業再生支援協議会の弁護士サブマネージャーに就任。中小企業の再生支援及び再チャレンジ支援に取り組み、事業再生についての知見を深める。また、金融商品取引法（主に業規制・行為規制）や銀行法など金融関連法令が絡む分野にも精通し、積極的に経験を積んでいる。



Shinya Ota

Profile



特集

金融機関に 攻めの法務サポートを

金融機関は日本経済の回復・再生を支える「要」。

北浜法律事務所では、金融レギュレーションに関する助言をはじめ、金融新規ビジネスを積極的にサポート。

クライアントの皆様が目指すビジネスモデルを前向きなリーガルアドバイスで後押ししています。

金融担当弁護士が昨今の傾向をお話します。



Kumik

KITAHAMA^{PLUS}

message

夏草の香りをを感じる、開放的な季節となりました。

今号では、ポストコロナの日本経済を支える“要”、

金融機関のリーガルアドバイスの現況を、

「金融機関に攻めの法務サポートを」と題して

ファイナンス分野に精通する弁護士がお話しています。

当事務所では単に規制の解説をするのみならず、

制度の趣旨を踏まえた前向きなアドバイスで

金融ビジネスを後押しすることが重要と考えています。

今号もぜひ最後までご覧ください。



弁護士法人北浜法律事務所 代表
北浜グループ CEO

森本 宏



クライアントが目指すビジネスモデルを真に理解し寄り添ったアドバイスを。

覺道 資金移動業者は未達債務についての資産保全義務、利用者の送金資金についての滞留規制等、資金決済法に基づく各種義務を負っています。特に近年、資金決済法・内閣府令・事務ガイドラインの大きな改正がなされたこともあり、改正対応についての相談も増えています。また、資金決済法及び事務ガイドラインに基づいた法令遵守（コンプライアンス）態勢の構築に関するご相談も多いです。対応の際には、事業者の規模にに応じて回答するとともに、利用者への影響が大きいサービスであるため、当局対応も意識しつつ、態勢構築に向けたサポートを行っています。



太田 特に覺道先生は、2021年に金融庁総合政策局リスク分析総括課フィンテックモニタリング室に在籍しておられたので、資金移動業者の態勢整備の依頼を受けることも多いですね。実際のところ、どのようなご相談が多いでしょうか。

録事業者が80社程度と新しい分野で、資金決済法自体も、金融関連法令の中では比較的新しい法律です。そのため、資金決済法について専門的知識を有している弁護士が必ずしも多くなく、金融規制対応にお困りの事業者が多い印象を受けます。

金融機関に対するサポート

覺道 北浜法律事務所は、元々、事業再生や倒産分野を強みとしてきた事務所でしたので、相手方が金融機関であることが多かったのですが、年を追うごとに金融機関からのご相談が増えていますね。



太田 そうですね。北浜法律事務所が金融機関に対して行っているサポートとして主なものを挙げると、金融レギュレーションに関する助言、金融取引から派生した紛争処理解決、ローン契約書のレビュー、ファンドの組成などです。特に、北浜法律事務所がサポートした案件で、最も規模が大きかったものは、地銀再編に係るサポートでした。相談数が多いものとしては、やはり金融レギュレーションについてかと思っています。

覺道 特に銀行は、銀行法の規制下であり、自らが営むことができる業務は制限されていますし、子会社の業務範囲も制限されています。銀行の固有業務としては、預金の受け入れや、資金の貸付、為替取引になりますが、これらに該当しない業務についても「付随業務」として営むことができる場合があります。また、銀行法に規定された業務を営む会社であれば、子会社とすることができるとされています。令和3年度に銀行法が改正されたこともあり、銀行として新規ビジネスを検討されることも多く、これに伴う、金融レギュレーションのご相談が増えている印象ですね。

太田 金融審議会「銀行制度等ワーキング・グループ報告」経済を力強く支える金融機能の確立に向けて」における金融機関の確立に向けて」における

北浜法律事務所のリーガルアドバイス

太田 銀行であれ、資金移動業者であれ、金融レギュレーションは、金融機関の事業に直結する問題です。規制内容を幅広くかつ正確に理解しておくために、銀行法や資金決済法などの法律だけでなく、政令や内閣府令、監督指針、事務ガイドライン、パブリックコメントまでを網羅的に理解し、頻繁な改正内容もキャッチアップした上で、それらを有機的に繋ぎ、具体的な事案に際して的確な見解を導かなければなりません。北浜法律事務所としては、豊富な知識、具体的な経験のもと培ってきた実績があります。金融機関のクライアントの皆様へのニーズに合ったサポートが可能と自負しております。

覺道 金融レギュレーションに関する問題については、弁護士としてどうしても保守的な回答になりがちですが、私たちは、クライアントの皆様が目指すビジネスモデルを真に理解し寄り添

いて、金融機関は、自ら持続可能なビジネスモデルを構築した上で、日本経済の回復・再生を支える「要」と位置付けられました。その上で、①人口減少や少子高齢化に直面する地域の社会経済の課題解決に貢献すること、②ポストコロナに向けて対応を進める企業・産業を力強く支援すること、③「目利き力」をさらに強化し、成長分野に資金を供給すること、という役割を果たしていくことが期待されるとして、令和3年度の銀行法等の改正に至ったわけです。銀行における新規ビジネスの検討は、社会経済の課題解決や、ポストコロナに向けて対応を進める企業・産業の支援などに繋がるものであることから、我々としても、積極的にサポートしていきたいところです。

資金移動業者に対するサポート

太田 他方、資金移動業者が依頼者になることも多いですね。この分野の現状はどのように見えていますか？

覺道 資金移動業者の規模は大企業から中小企業までさまざまです。法務担当者が十分に在籍している場合もあれば、法務担当とコンプライアンス担当が各1名だけという場合もあります。さらに、国内における資金移動業の登

い、金融レギュレーションの存在は前提としつつも、より踏み込んだ前向きなリーガルアドバイスができるよう努めています。

Special Contents

デジタル給与払い導入における企業としての留意点

Speaker 覺道 佳優 弁護士／太田 慎也 弁護士

※Webinarの視聴には会員登録が必要です。



金融分野のリーガルアドバイスでビジネスを多角的にサポート。実績豊富な北浜法律事務所にご相談ください。

東京事務所 TEL:03-5219-5151
大阪事務所 TEL:06-6202-1088
福岡事務所 TEL:092-263-9990



労働基準法では、賃金は通貨払いと定められ、例外的に同法施行規則（以下「規則」といいます。）によって銀行口座などへの振込みが認められていました。さらに昨今のキャッシュレス決済普及を受け、令和5年4月1日より、厚生労働大臣が指定した第二種資金移動業者の口座への資金移動による方法（いわゆる賃金のデジタル払い）が認められるようになりました（改正規則7条の2第1項3号）。

第二種資金移動業とは、100万円以下の資金の移動に係る為替取引のみを業として営むこと（ただし5万円以下の資金の移動に係る為替取引のみを業として営む第三種資金移動業を除く。）であり（資金決済に関する法律36条の2第2項）、例えば、PayPay株式会社は第二種資金移動業者に該当します（令和5年3月31日時点）。破綻

時等の資金保全の仕組みを有するなど規則の要件を満たした第二種資金移動業者が、賃金のデジタル払いについて厚生労働大臣の指定を受けることができます。

今般の改正は、あくまで選択肢を増やすだけであり、使用者にデジタル払いを義務付けたり、従業員にデジタル払いによる受取りを強制するものではありません。また、デジタル払いを導入するには、利用する資金移動業者などを明記した労使協定を締結した上で、個々の労働者に必要事項を説明して同意を得る必要があります。

今後、厚生労働省によって賃金のデジタル払いを認められた資金移動業者が指定されていきますので、導入を検討する使用者は、制度を理解し、必要な手続きの準備しておく必要があります。

賃金のデジタル払いが解禁されました

キャッシュレス決済普及で選択肢が広がる

Relay column



昨今では電子マネーでの受け取りも便利だと感じる方も多いかもしれません！

川上 幸星 弁護士 Kosei Kawakami

2019年京都大学法科大学院修了。幅広い法分野を担当し、中でも情報・IT分野に関する専門性を積極的に高めている。情報・IT分野は今や日常生活に欠かせないものである一方、法規制の理解が難しく悩む企業も多い。持ち前の傾聴力を活かし、依頼者に寄り添い伴走する意識を大事に、深く丁寧なリーガルリサーチにも磨きをかけている。

Profile



Have a little break

ビジネスパーソンの休憩時間

ポルシェの多いシュツットガルト

2021年より米国・UCバークレー校へ留学し、サンフランシスコの法律事務所へ出向後、本年4月よりドイツ・シュツットガルトの法律事務所へ出向しています。同じく日本企業をクライアントとさせていただく法律業務でも、米国・EUそれぞれで、当然ながら規制内容や運用の違いがあるため、それぞれの実務を学び帰国後の業務に活かしたいと考えています。なお、写真はシュツットガルトに本社のあるポルシェの最初期モデル。実際、街なかにはポルシェが多く、テスラが多かったカリフォルニアとの違いをここにも感じます。



富本 晃司 弁護士 Koji Tomimoto



Profile



法務 Troubleshooting

担保法制の見直しに関する動向

File / 16

法務省では、動産・債権等を目的とした担保法制の見直しが審議されており、令和4年12月6日に

は「担保法制の見直しに関する中間試案」が公表、パブリック・コメントの手続きも終了し、現在、

立法化に向けた検討が進んでいます。

不動産担保（抵当権）や代表者の個人保証に過度に依存しない資金調達方法の確立のために、

在庫等動産や売掛金等債権の担保活用促進が考えられるものの、その担保手法として実務上利

用されている（集合）動産・債権譲渡担保や所有権留保は、法律上明文規定がないため、その解

釈が判例法理に委ねられており、法的安定性に欠けるという指摘がありました。そこで、その解消

のため、立法化が検討されているところです。検討内容は、動産・債権等を目的とした担保権の効

力・対抗要件（優劣関係）・実行方法など広範囲に及び、例えば対抗要件として登記制度の導入な

ども検討されています。

加えて、金融庁では、事業性に着目した融資実務の発展のため、事業全体を目的とした担保権

（事業成長担保権）の創設が検討されています。事業成長担保権は、スタートアップ企業など、い

わゆる「持たざる企業」の資金調達に資するものと考えられていますが、他方で、融資実行後の債

務者企業のモニタリング、事業成長担保権の実行方法や既存の倒産手続との関係性など、課題

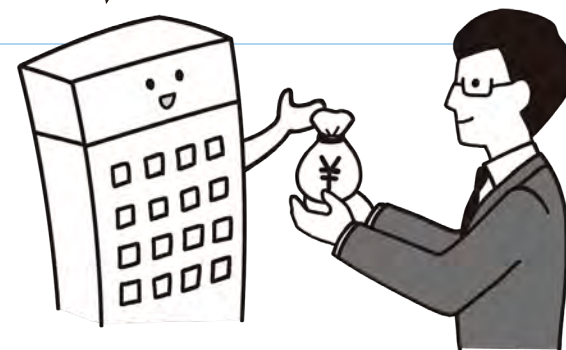
も多く指摘されています。

これら担保法制の見直しが融資実務や企業間取引へ与える影響は小さくないものと考えられま

す。弊所では立法動向を随時、フォローアップしていますので、ご関心のある方はお気軽にご相談

ください。

弊社の事業成長可能性を融資の検討材料としてください！



堀野 桂子 弁護士

Keiko Horino

2004年大阪大学法学部卒業。ファイナンス、事業再生、M&Aなどを中心に取り扱う。ファイナンス分野では、様々なストラクチャードファイナンスやプロジェクトファイナンスのほか、各種金融規制（金融商品取引法、銀行法など）、近時ではFinTechへ適用される法規制への対応にもアドバイスをを行っている。また事業再生分野では私的整理や法的再建手続、法的清算手続など、幅広く対応。事業再生に関する執筆のほか、信託法に関してはロースクールなどでも講師を務める。

Profile



富本 晃司弁護士の

海外渡航